

諮問番号：諮問第 182 号

答申番号：答申第 182 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

障害年金収入の無申告とあるが、確認できたのが令和 2 年 1 月末と聞いた。この件は、審査請求人は承知していない。年金事務所から障害年金休止期間が終了し、支給再開の知らせがあったはず。年金事務所と連携し、生活保護費支給額を調整できたはず。3 か月もたって第 78 条の決定通知書を出すのはおかしい。

保護費支給開始前に小倉北区役所保護課のように審査請求人の父親（以下「父」という。）を同席させていたら、父からことあるごとに保護課に申告させていた。父も保護のしくみを知らないので、お金を貸してほしい、食べ物を買いたいという連絡に対し保護費だけでは不足と思ひなんとか捻出していた。審査請求人から保護課への申告ということはいっさい聞いていない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分における法第 78 条の適用について

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており（法第 61 条）、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3 の(2)のアの(ア)では、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付のうち、次官通知第 8 の 3 の(3)のオ、ケ又はコに該当するもの以外は、その実際の受給額を収入認定することとされている。

また、法第 78 条第 1 項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしており、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13 の 1 答②及び手引Ⅳの 4 によると、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきであるとされている。

本件において、審査請求人は、収入申告書の「働きによらない収入」の欄において、障害年金に相当する額として 97,416 円を記載した上で、複数回収入申告を行っている。また、平成 30 年 7 月 25 日付け「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」には、審査請求人の記名及び押印があり、同文書には「申告しなければならない収入は、働いて得た収入のほか年金や援助、養育料の他、借金や年金担保による借り入れなどの働きによらない収入も含めた自分の世帯の全ての収入であること」という記載のチェック欄に印が付いており、「以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当（中略）より説明を受け、理解しました。」と記載されていることから、審査請求人は、障害年金についても収入申告が必要であることを認識していたことがわかる。

また、令和元年 6 月 14 日に審査請求人は、北九州市八幡西福祉事務所の職員に対し、障害年金の支給にかかる現況届の未提出により、本日振込分の同年 4、5 月分の 97,416 円が未入金のため、生活設計に支障が出てしまうと訴え、これを受け、北九州市八幡西福祉事務所は、同年 6、7 月に収入認定する分の当該年金を削除し、6 月の年金相当額を当該福祉事務所で支給することとしている。

しかしながら、令和元年 8 月 15 日及び同年 10 月 15 日に審査請求人に対し障害年

金が支払われており、障害年金の振込口座から現金が引き出されているにもかかわらず、同年 10 月 1 日に審査請求人は、北九州市八幡西福祉事務所の職員に対し、同年 9 月 25 日に障害年金について年金事務所に問い合わせたが審査中であると伝えており、審査請求人は、同年 11 月 1 日付けで生活保護が廃止されるまでの間に、同年 8 月 15 日及び同年 10 月 15 日の障害年金について、収入として申告していないことが認められる。

したがって、審査請求人は、令和元年 8 月 15 日振込分及び同年 10 月 15 日振込分の障害年金について、北九州市八幡西福祉事務所長に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず、収入の申告を怠ったことが認められ、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当するといえるので、処分庁が法第 78 条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

## 2 本件処分における費用徴収額の算定について

問答集問 13 の 22 答によると、法第 78 条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている。

また、障害年金は、次官通知第 8 の 3 の(3)のオ、ケ又はコに該当するものとはいえないので、当該年金を収入として申告しない場合の不正受給額は、その実際の受給額となることが認められる。

本件における審査請求人の無申告の障害年金は、合計で 292,548 円となる。

したがって、審査請求人の不正受給額は無申告の障害年金の全額となるため、本件処分によって、費用徴収額を 292,548 円とすることについて、違法又は不当な点はない。

## 3 処分庁から父への説明について

審査請求人は、保護費支給開始前に父を同席させていたら、父からことあるごとに保護課に申告させていたと主張している。

しかしながら、審査請求人は生活保護開始時点で成人しており、審査請求人は保護開始時点で障害年金について福祉事務所長に申告する義務があると理解した上で複数回収入申告を行っていたと認められることから、父に対し説明がなかったことをもって、本件処分が不合理なものであると判断することはできない。

その他、本件処分において、違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 11 月 21 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 1 月 12 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定している。また、法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」と規定している。

審査請求人は、令和元年 8 月 15 日に振り込まれた障害年金 195,032 円及び同年 10 月 15 日に振り込まれた障害年金 97,516 円の合計額 292,548 円について、北九州市八幡西福祉事務所に申告しなければならないと理解していたにもかかわらず、収入の申告を怠り、北九州市八幡西福祉事務所の職員からの問い合わせに対しても虚偽の報告をしたことが認められる。

よって、処分庁が法第 78 条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

法第 78 条に基づく徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問 13 の 22 答）。また、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであることから、法第 78 条を適用する場合には、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている（問答集 13 の 23 答）。

よって、処分庁が無申告の障害年金である 292,548 円全額を不正受給額とし、法第 78 条に基づく費用徴収額としたことに違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、保護費支給開始前に父を同席させていたら、父からことあるご

とに保護課に申告させていたと主張している。

しかしながら、審査請求人は生活保護開始時点で成人しており、審査請求人は障害年金について福祉事務所に申告する義務があると理解し、複数回収入申告を行っていたことが認められ、父に対し説明がなかったことをもって、本件処分が不合理なものであると判断することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也